

平成22年6月11日

各 居宅介護支援事業者 代表者 様
各 介護予防支援事業者 代表者 様
各 (介護予防)訪問介護事業者 代表者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

訪問介護の提供に係る適切なケアマネジメントの実施等について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から本市介護保険事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本市所在の訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等について、広島県が次のとおり行政処分を行いました。

サービス種類	処分内容	処分理由
訪問介護	指定の全部の効力の停止 3 月	ヘルパーの別居親族（実母）について、サービスを実施していないにも関わらず、サービス実施記録を作成し、介護報酬を不正に請求し、受領したこと 等
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	指定取消	他の事業所と兼務がある者の勤務時間を偽って、厚生労働省令で定める人員基準に適合する書類を作成し、不正に申請を行ったこと 等
居宅介護支援	指定取消	サービス担当者会議や居宅を訪問してのモニタリングを行っていないにも関わらず、あたかもこれを行ったかのように虚偽の記録を作成し、居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領したこと 等

こうした基準違反等は、介護保険制度に対する市民の信頼を損なうもので、制度の根幹を揺るがす不正であると考えています。

今回の事例であった、別居親族による訪問介護の提供については、同居家族のサービス提供とは異なり、それ自体、介護保険法令上、禁止されているものではありません。

しかしながら、①別居親族が、家族として行う介護と訪問介護事業所のヘルパーとして行うサービスとの区別が困難であること、②居宅内でのサービス提供でありサービス内容について外部の目が届きにくいこと、③現に不正請求事案が発生していることなどから、別居親族による訪問介護の提供は、不適切なものとなる可能性が高くなると考えられます。

このため、広島県及び本市は、平成 19 年度以降、原則として別居親族への訪問介護サービスの提供は行わないよう、集団指導研修等で説明してきました。

こうした中で、今回の不正が発覚したことから、本市では、適切なサービスを提供していただくため、やむを得ず別居親族による訪問介護を実施する場合等の取扱いとして、別添のとおり「訪問介護の提供に係る適切なケアマネジメントの事務の流れ」を作成しました。

つきましては、各事業者におかれては、介護報酬が保険料と公費で賄われており、市民の方々から、適正な運営を求められていることを再認識していただき、別添資料を参考により一層、適正なサービス提供に努めてください。

なお、今回の通知は、不適切な訪問介護のサービス提供を防止するためのものであり、別居親族によるサービス提供を一律機械的に禁止するものではありませんので、個別の事例で疑義が生じた場合には、本市にご相談ください。

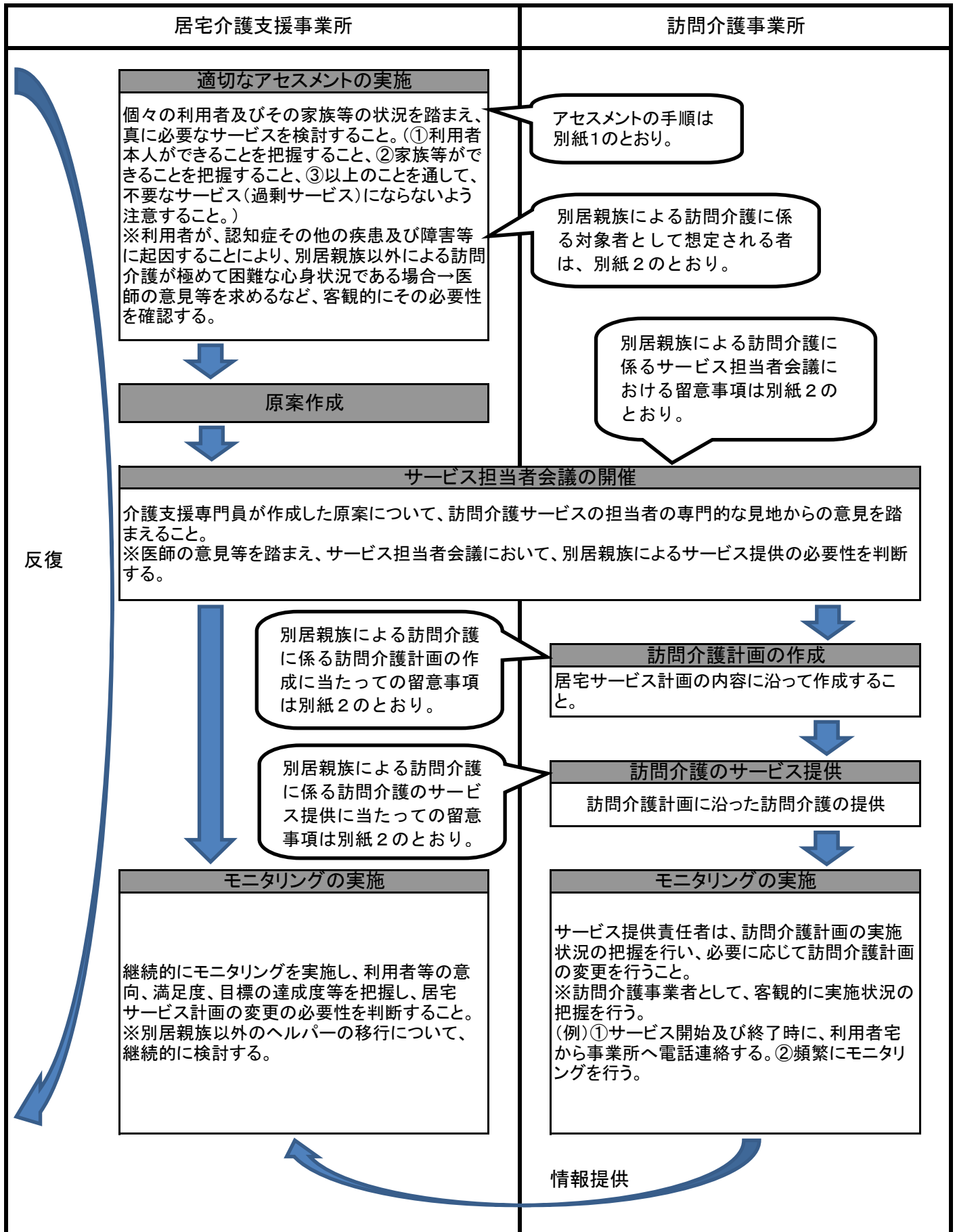
お問い合わせ先

介護保険課事業者指導係

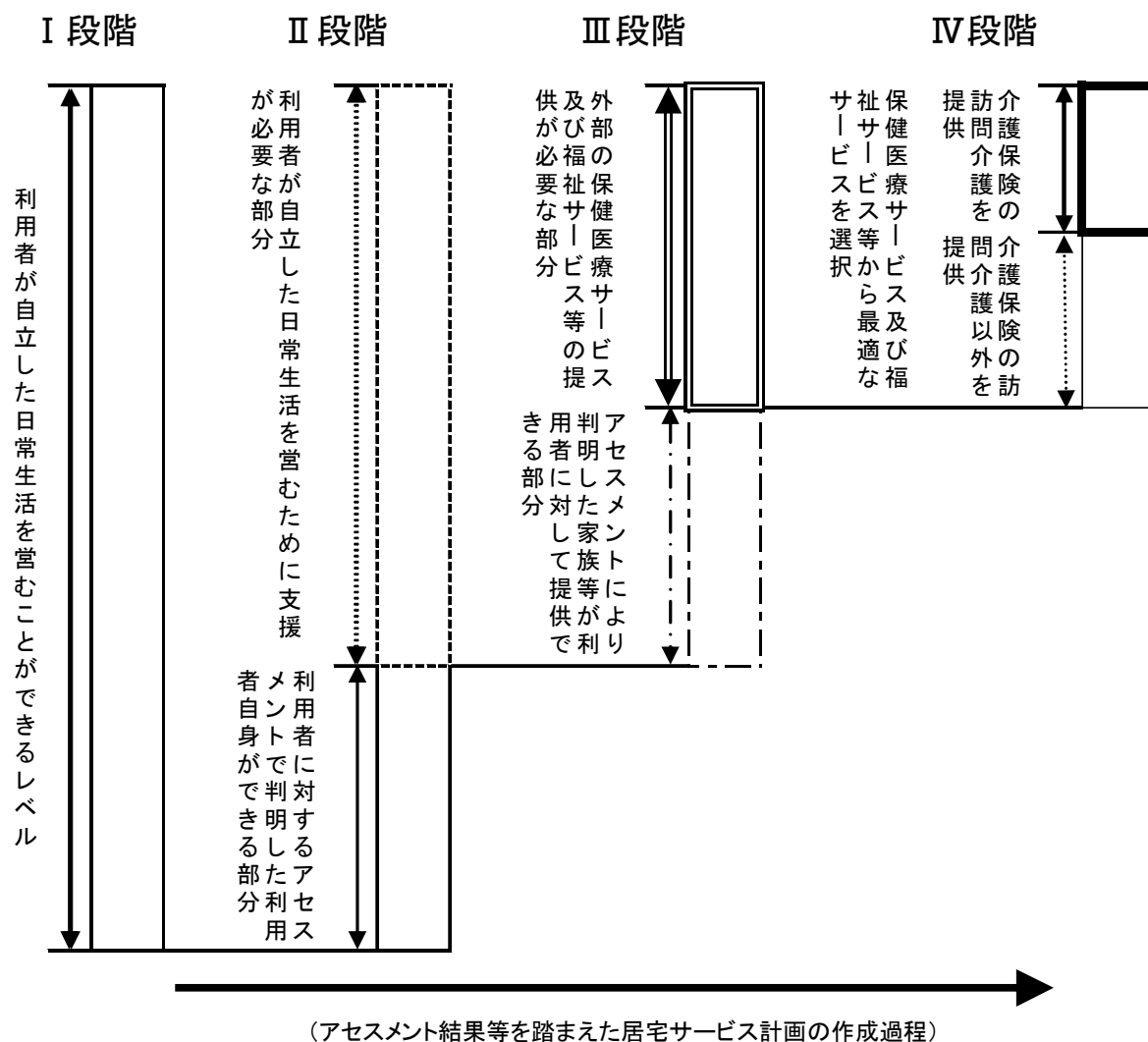
Tel : 0 8 2 - 5 0 4 - 2 1 8 3

Fax : 0 8 2 - 5 0 4 - 2 1 3 6

訪問介護の提供に係る適切なケアマネジメントの事務の流れ



注)※は、別居親族のサービス提供に係る留意事項(例示)



1 別居親族による訪問介護に係る対象者として想定される者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

- (1) 以下のいずれかの疾患であることが医師によって診断されており、当該疾患に起因した介護拒否・被害妄想・自傷他害・暴力行為等の問題行動があることによって、親族以外による訪問介護が極めて困難な心身状況であること。
 - ① 認知症
 - ② その他、別居親族以外のヘルパーの導入が極めて困難な症状を伴う疾患・障害等
- (2) 訪問介護以外の在宅サービスについても、前述の心身状況によって提供できない状況であること。

2 別居親族による訪問介護に係るサービス担当者会議における留意事項

- (1) 別居親族以外のヘルパーによる介護の可能性について十分に検討すること。
- (2) 居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所双方で利用者の状況等について情報を共有すること。

3 別居親族による訪問介護に係る訪問介護計画の作成に当たっての留意事項

- (1) サービス提供責任者は、利用者の状況等を十分に踏まえた上で、計画を作成すること。
- (2) 計画に、別居親族以外のヘルパーへの移行時期を設定し、移行への具体策（別居親族以外のヘルパーの導入方法及び訪問予定回数等）も盛り込むこと。

4 別居親族による訪問介護に係る訪問介護のサービス提供に当たっての留意事項

- (1) 別居親族のヘルパーに対する管理・指導を徹底し、適正にサービスが提供できる体制を確保すること。
- (2) 利用者及び親族等に対し、家族として行う介護と介護保険の訪問介護の区分を説明し、十分に理解を得ること。
- (3) 訪問介護計画に基づき、別居親族以外のヘルパーへの移行に具体的に取り組むこと。
- (4) 別居親族のヘルパーは、当該利用者へのサービスに偏ることなく、他の利用者に対しても訪問介護サービスを提供すること。